主

原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、主文と同趣旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出援用認否は、つぎの(一)(二)(三)に記載するところのほか、原判決事実らん記載のとおりである。

(一) 控訴人の主張

本件抵当権設定契約及びその登記は、被控訴人がその登記のとおりのAの債務のために抵当権設定をし、かつ登記手続をしたので、できたものである。かりに被控訴人が自分でしたのでないとしても、被控訴人の権限ある代理人Aが抵当権設定の意思表示及びその登記手続を被控訴人に代つてある。かりに右Aがあったとしても、そのころ、訴外Aは同人が訴外Bから金五万円を借り入れるにかったとしても、そのころ、訴外Aは同人が訴外Bから金五万円を借り入れるにいて、被控訴人から本件建物をその債務の担保に供することの承諾を得て、被控訴代理人に代つて抵当権設定の意思表示及びその登記手続をする権限を与えられてたものであり、本件抵当権設定並に登記手続をする代理権があると信ずべり、控訴人は、訴外Aに本件抵当権設定並に登記手続をする代理権があると信ずべき正当の理由を有したのである。

本件登記は、訴外Cが控訴人の代理人となり、訴外Dが被控訴人の代理人となつて申請して、なされたものである。

(二) 被控訴人の主張

被控訴代理人は、控訴人の右主張事実を否認する。もつとも被控訴人は訴外Aの 求めにより、同人に被控訴人の印章(印顆)と本件建物の権利証とを二、三日間だ けという約束で預けたことがあるが、被控訴人はAが二、三日たつてもこれらのも のを返還しないので、きびしくその返還を要求していたものである。 (三) 立証として控訴代理人は乙第五号証乙第六号証の一、二、三を提出し、 当審証人Eの証言を援用し、被控訴代理人は当審証人Fの証言および当審における 被控訴しまして提供を採用し、

(三) 立証として控訴代理人は乙第五号証乙第六号証の一、二、三を提出し、 当審証人Eの証言を援用し、被控訴代理人は当審証人Fの証言および当審における 被控訴人本人の供述を援用し、乙第五号証の成立を認める、乙第六号証の一の成立 は否認する、同二の中G名下の印影が被控訴人の印章によるものであることは認め る、その他の部分は否認する、同三の成立は不知と述べた。

理由

しかし、被控訴人名下の印影の成立については争なく、その余の部分の成立に争のある乙第一、四号証の存在、成立に争ない乙第五号証前記 I、Fの各証言、被控訴人本人の供述と原審および当審証人Eの証言の一部を綜合すると、右根抵当権設定契約およびその登記についてつぎの事実が存することが認められる。

被控訴人は以前から訴外Aと知合で、Aに金十五万円を貸与しており、同人の営む関東食品販売株式会社にもその取締役として名を列ねていたが、昭和二五年四、五月ころ、同人から「訴外Bが、家の権利証と実印とを預りさえすれば、金五万円貸してやる、といつているから、二、三日間だけ権利証と実印とを貸してくれ、そ

の五万円ができれば銀行との取引もできて前に被控訴人から借りた金十五万円も返せる。」といつて本件建物に関する被控訴人の登記済証と被控訴人実印とをAに貸すことをたのまれたので、被控訴人はこれを承諾し、Aにこれらのものを預けたところがAはその言葉に反し、被控訴人に無断で昭和二五年五月九日ごろ、控訴会社との間に同会社から金十五万円を極度額として借受ける旨の金円借受契約をし、即日金十万円を受領(その後金五万円を受領)すると同時に被控訴人の代理人として右債務を担保するため本件建物につき根抵当権設定契約をした、そして当時を直接に取扱つた控訴人会社支店長Eの面前で被控訴人から預かつた印章を押捺して被控訴人名義の右根抵当権設定契約証(乙第一号証)および委任状(乙第四号証)を作成し、また右印章を使つて下附を受けた印鑑証明書を本件建物権利証にそえてEに交付し、その結果後にくわしく説示するような順序で右根抵当権設定登記がされたという次第である。

被控訴人が前記認定のような事情でAに本件建物の登記済証書と印章を交付した を交付した本代は、それがAの金員借入のためることとが明かであることとうであることとののことをあることとののことをあることとであることとであることとであることとであることとであることとであるに、他 を担保するに必要なものであることとを作っては、他 を担保するために本件建物にあるに本件建物に本件建物に本体はであるに本体では、 を担保するために本体においてものであるに本のであるに本体のであるにをはこれを認め得ないのである。 を対していて本体にであることについてもは、との本体はは、 を対していて本体のである。しかしていては、といて、 を対していて、これを認められるでもない。の本体はは、 を対していて、これを認められるにである。 を対していて、は、 を対していて、 を対していて、 を対していて、 を対したいて、 をがいて、 をがいて、 をがいて、 をがいて、 を対したいて、 をがいるにつきなんのである。 がなかつたものというべきである。

されば被控訴人は民法第一一〇条第一〇九条によりAのした右根抵当権設定契約については、その責に任ずべきものであつてこの契約による本件の根抵当権は被控訴人のためにも有効に存するものと認めるのほかない。したがつて被控訴人の本件抵当権の不存在の主張は採用することができない。 つぎに右抵当権の設定登記の効力について判断する。

乙第六号証の一は本件抵当権設定が登記された際の登記申請書であることは、 の記載内容及び登記所の受付印なること明かな受付印のあることによつて、これを (被控訴人が同証の成立を否認するというは被控訴人の代理人と表示さ れる者の代理権を否認する意味で、代理人と称した人その人の作成文書たることを 否認するものでないことは弁論の全趣旨から明かである。)これによると、本件抵 当権設定の登記申請にあたつては登記義務者の地位に立つ被控訴人はDなる者によ つて代理されている。この代理権を証する書面として添付された委任状は乙第六号 証の二であつて、その被控訴人名下の印影は被控訴人の印章のそれであることは被 控訴人の認めとるところである。以上の事実と、前段説示したとおり、被控訴人が その印章を訴外Aに交付しておいた事実とをあわせて考えると、訴外Aは前記のと おり抵当権設定契約証書(乙第一号証)の被控訴人名下に被控訴人の印章を押し かつ、委任事項、受任者氏名を記すべきところを白紙のまま委任状用紙に被控訴人の印章を押し(乙第六号証の二)、これを控訴人の使用人のだれかに渡して、控訴人に適当に代理人を依頼して登記をすることを承諾し、控訴人はこれにもとずき、委任状に委任事項及び受任者(代理人)氏名Dを補充し、Dが登記義務者代理人と して登記申請をし、本件抵当権設定登記がなされたものであると認められる。すな わち、訴外Aは被控訴人に代つて控訴人にたいして、前記抵当権設定について登記 手続をすべき被控訴人の代理人を選任し、その代理人をして登記申請をなさしめる ことを委任し、控訴人はその趣旨に従つて前記のとおり登記手続をはこんだのであ り、訴外Aがかかる委任をすることはその代理権の範囲外であつたことは前段説示の事情から明かであり、したがつて、前記Dは被控訴人を代理して本件登記申請をする権限を有しなかつたこと明かである。しかして、登記簿上登記義務者たる者の登記申請代理人について、代理権ありと信じた登記権用者が代理権ありと信がさき、 正当の理由を有する場合について民法第百一〇条の適用ないし準用はないと解すべ きであるから、かかる手続によつてなされた登記は不動産登記法第二十六条第三十 五条第一項第五号に定める適法要件をそなえない申請による登記であるといわなけ ればならない。

(したがつて、たまたま実体法上の物権変動に一致する登記がされたとしても、 偽造文書行使によるなど、全く登記義務者の意思にもとずかない場合には、その登 記はなんらの効力を有しないとしなけれはならない。)

以上の情況において前段認定のような経路によつてなされた登記申請は不動産登記法第二十六条第三十五条第一項の要件を定める法目的を害しないと解するのが相当であるから、本件抵当権設定登記はその申請手続に不適法の点はあるにかかわらず、これを有効な登記と認めるべきであり、被控訴人はその抹消を求める権利を有しないのである。

以上のようなわけであるから、被控訴人の、抵当権不存在確認並に抵当権設定登記抹消の各請求は、いずれも理由がないとして、これを棄却するのほかなく、これと反対の原判決はこれを取り消し、訴訟費用は、第一、二審とも、敗訴者たる被控訴人の負担とすべきものである。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 藤江忠二郎 判事 原宸 判事 浅沼武)